

令和5年（2023年）9月

建設環境委員協議会資料

環境部 循環型社会推進室 循環型社会推進課

案 件

可燃ごみ広域処理に係る組合規約変更に向けた協議体制について

1. 政策等の背景・目的及び効果

枚方市・京田辺市（以下「構成市」という。）における可燃ごみ広域処理施設整備事業については、可燃ごみ広域処理施設（以下「新施設」という。）の設置に関する事務を共同処理する一部事務組合「枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）」を設立して事業に取り組んでいるところです。

今後は、令和7年度（2025年度）末の新施設の完成・稼働に併せ、組合が新施設及び東部清掃工場焼却施設の管理運営を開始するためには、施設の建設のみを規定した枚方京田辺環境施設組合規約（以下「組合規約」という。）について、構成市の協議による変更が必要となります。

組合規約の変更は総務大臣許可となることから、大阪府及び京都府との協議や各構成市市議会との調整事項等に対応するため、構成市間において両市長を含む協議体制を整え、当該事業を円滑かつ効率的に実施することで、構成市の一般廃棄物の適正な処理に資するものです。

2. 内容

・構成市間による協議

(1) 組合規約の必要的記載事項（地方自治法第287条第1項）

- ① 組合の名称
- ② 組合を組織する地方公共団体
- ③ 組合の共同処理する事務
- ④ 組合の事務所の位置
- ⑤ 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- ⑥ 組合の執行機関の組織及び選任の方法
- ⑦ 組合の経費の支弁の方法

【参考資料】 枚方京田辺環境施設組合規約（平成28年5月31日 総務大臣許可）

(2) その他協議項目

東部清掃工場焼却施設の管理運営に係る事項等

3. 実施時期等（今後のスケジュール）

- ・ 令和5年度～令和7年度中 構成市間による協議を実施
(2023年度) (2025年度) 建設環境委員協議会に報告
組合規約変更に係る議案提出
総務省に規約変更申請、手続き
総務大臣許可
- ・ 令和7年度末
(2025年度) 可燃ごみ広域処理の開始予定

4. 総合計画等における根拠・位置付け

(1) 総合計画

基本目標 自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち

施策目標25 ごみを減らし、資源の循環が進むまち

計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進 4 自治体間の広域連携や地方分権の推進を図ります



(2) 一般廃棄物処理基本計画

第4章 基本理念・基本方向と目標達成に向けた施策等

基本方向 3 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築

第5章 計画の推進 第2節 広域連携の推進

5. 関係法令・条例等

(1) 地方自治法

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 枚方京田辺環境施設組合規約

枚方京田辺環境施設組合格約

平成28年5月31日
総務大臣許可

(組合の名称)

第1条 この組合は、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、大阪府枚方市及び京都府京田辺市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設（以下「施設」という。）の設置に関する事務（施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務を除く。）を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、大阪府枚方市大字尊延寺2949番地に置く。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

枚方市 7人

京田辺市 5人

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市の議会において、当該議会の議員のうちからそれぞれ選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属していた関係市の議会において速やかに欠員の組合議員を選挙するものとする。

3 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。

4 組合議員は、関係市の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長それぞれ1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者それぞれ1人を置く。

- 2 管理者は、関係市の長の互選により定める。
- 3 副管理者は、管理者以外の関係市の長をもって充てる。
- 4 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長の任期による。
- 5 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。
- 6 第1項に定めるもののほか、組合に必要な職員を置く。
- 7 前項の職員は、管理者が任免する。

(組合の監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項に規定する識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(組合経費の支弁の方法)

第10条 組合の経費は、関係市の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金は、別表の経費区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の負担割合の欄に定める割合により関係市が負担する。

(委任)

第11条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

別表（第10条関係）

経費区分	負担割合
施設建設経費	均等割 100分の10
	計画可燃ごみ量割 100分の90
議会関係経費	議員選出数割 100分の100